

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 3
- 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 3
- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の全部改正 (建築住宅課) 5
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 15
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 15
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 17
- 公示送達 (保険医療課) 17
- 公示送達 (税務課) 19
- 亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課) 20
- 亀岡市空き家バンク設置要綱 (ふるさと創生課) 21
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 31
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 31
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 32
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 33

- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 33
- 公示送達 (税務課) 33
- 公示送達 (税務課) 34

### —— 訓 令 ——

- 亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部改正 (人事課) 35

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 36
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 38
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 38
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 38
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業池ノ内・千歳地区活性化計画の事後評価の公表 (農地整備課) 39
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 40

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 規 則 ——

- 亀岡市文化財保護条例施行規則の一部改正 44
- 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正 52

**上下水道部欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市上下水道事業の業務に係る公金の  
収納事務の一部を取り扱わせる金融  
機関の指定 53

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 54
- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 54

# 告示

亀岡市告示第203号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

小児用肺炎球菌	11,578円
4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）	10,822円

」

を

「

小児用肺炎球菌	11,578円
B型肝炎（ビームゲン0.25ml）	6,525円
B型肝炎（ビームゲン・ヘプタボックス0.5ml）	6,761円
4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）	10,822円

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

亀岡市不妊及び不育症治療費用助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第219号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「本市に」を「治療時亀岡市に」に、「第3号」を「第2号」に改める。  
第3条第2号を削り、同条第3号を第2号とする。

別表第2中

2 男性不妊治療費助成事業	(1) 対象者が精巣内精子生検採取法による手術その他の精子を精巣から採取するための手術に対して要した医療費 (2) 対象者が精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子を精巣上体から採取するための手術に対して要した医療費	(1)の額に2分の1を乗じて得た額及び(2)の額に2分の1を乗じて得た額（1回の手術につき5万円を上限とする。）の合計額（1年度当たり20万円を上限とする。）
---------------	--	---

を削り、同表中「3 不育症治療費助成事業」を「2 不育症治療費助成事業」に改める。

別記第1号様式中「・男性不妊治療」、「□男性不妊治療」、「又は男性不妊治療」、「及び市税等」及び

- 「
- 男性不妊治療に係る助成について  
男性不妊治療に係る医療費を京都府（京都市）が実施する特定不妊治療費助成事業の医療費として重複して申請することはできません。以下のいずれかにチェックしてください。
  - 本申請に係る医療費については、特定不妊治療費助成事業の助成金の申請額に含まれていません（含めて申請を行いません。）。
  - 特定不妊治療費助成事業の助成金の申請を行いません。（所得制限のため等）
- 」

を削る。

別記第2号様式の2を削り、別記第2号様式の3を別記第2号様式の2とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の規定は、平成28年1月20日以降に終了した治療について適用し、平成28年1月19日以前に終了した治療については、なお従前の例による。

「揭示済」

## 亀岡市告示第205号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第41号）の全部を次のように改正する。

平成28年10月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、木造住宅の耐震改修、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置に要する費用に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、亀岡市木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の建築物で、住宅の用途に供するもの（住宅以外の用途を兼ねる建築物であって、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものを含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（平成24年4月1日に一般財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により地震に対する安全性を評価す

ることをいう。

- (3) 耐震改修 耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、評点を1.0（建築物の構造上やむを得ない場合又は居住性が著しく悪化する場合にあっては、0.7）以上に向上させるものをいう。
- (4) 簡易耐震改修 木造住宅（耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して行う耐震改修設計又は耐震改修工事で、屋根を軽量化すること等、京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成19年京都府告示第474号。以下「京都府要綱」という。）第2条第4号に規定する簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの（この要綱の実施の日前に簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第172号。以下「従前要綱」という。）に基づき実施した耐震改修を含む。）をいう。
- (5) 耐震シェルター設置 木造住宅（耐震改修又は簡易耐震改修を実施した木造住宅を除く。）に対して、京都府要綱第2条第5号に規定する地震時に高齢者、障害者等の生命を守る目的で建築物内に装置を設置することをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 居住の用に供する木造住宅の所有者、賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者又は居住する予定者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 改修に係る設計について、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている耐震診断士が所属する建築士事務所と契約をした者であること。ただし、簡易耐震改修及び耐震シェルター設置にあっては、この限

りでない。

(補助対象の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる耐震改修及び簡易耐震改修は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する木造住宅に対して行う耐震改修又は簡易耐震改修とする。ただし、簡易耐震改修にあつては、亀岡市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）により施工されるものに限る。

- (1) 亀岡市内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成していること。
- (2) 現に居住の用に供していること又は補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）の完了後居住の用に供すること。
- (3) 過去に補助金（従前要綱に基づく簡易耐震補助金を含む。）の交付を受けて耐震改修、簡易耐震改修又は耐震シェルター設置をされていないものであること。ただし、簡易耐震改修をされた木造住宅に対して耐震改修を行う場合を除く。

2 補助金の交付の対象となる耐震シェルター設置は、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する木造住宅に対して行う耐震シェルター設置とする。

- (1) 申請時において60歳以上の者が居住していること。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者が居住していること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者が居住していること。
- (4) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持す

る者が居住していること。

- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同法同条第2項に規定する要支援認定を受けた者が居住していること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の木造住宅につき耐震改修、簡易耐震改修又は耐震シェルターの設置の実施に要する経費に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に定める額を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合にあつては、これを切り捨てた額とする。

- (1) 耐震改修にあつては、900,000円。ただし、当該木造住宅において当該耐震改修前に補助金（従前要綱に基づく簡易耐震補助金を含む。）の交付を受けて実施した簡易耐震改修がある場合には、900,000円から交付を受けた補助金の額を減じた額とする。
- (2) 簡易耐震改修及び耐震シェルター設置にあつては、300,000円。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が賃借人その他権原に基づき当該木造住宅に居住する者又は居住する予定者である場合は、申請者は、当該補助対象住宅の所有者の同意を得て、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請同意書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、亀岡市木造住宅耐震改修事

業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、適当でないとき、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の着手）

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該補助対象工事に着手したときは、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金着手届（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助対象工事の内容変更等）

第9条 補助決定者は、当該補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金変更承認申請書（別記第6号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金変更承認通知書（別記第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、当該補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請取下届（別記第8号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了実績の報告）

第10条 補助決定者は、当該補助対象工事が完了したときは、完了後20日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金完了実績報告書（別記第9号様式。以下「完了実績報告書」という。）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された完了実績報告書を審査し、内容が適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた補助決定者は、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書（別記第11号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（検査）

第14条 市長は、必要に応じて当該補助対象工事の実施状況等を確認することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。  
（簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱の廃止）

2 簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金交付要綱（平成24年亀岡市告示第172号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の実施の日前にされた処分等に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名 ㊟  
電話番号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたので、次のとおり申請します。

補助対象区分		耐震改修・簡易耐震改修・耐震シェルター設置		
改修事業費		円	交付申請額	円
木造住宅概要	所有者			
	居住者			
	所在地	亀岡市		
	種類	専用住宅・併用住宅（用途： ）・共同住宅・長屋住宅		
	建築時期	年 月	延床面積	m <sup>2</sup>
耐震診断結果	耐震診断士	氏名		
		住所	電話番号	
		登録番号	京都府木造住宅耐震診断士登録番号 第 号	
	評点（改修前）			
耐震改修設計	設計者	氏名		
		住所	電話番号	
		登録番号	京都府木造住宅耐震診断士登録番号 第 号	
	評点（改修後）			
耐震改修工事	施工者	事業者名 代表者名		
		住所	電話番号	



別記第1号様式(第6条関係)別紙  
亀岡市木造住宅耐震改修工事計画書

1 建築物等に関する事項

住宅概要	対象住宅の名称 亀岡市
対象住宅の所在地	対 象 住 宅 の 種 類 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅
	対 象 住 宅 の 種 類 <input type="checkbox"/> 共同住宅
竣 工	年 月 日
対象住宅の構造階数	年 西暦
資 質	京都府木造住宅耐震診断士登録 第 号
氏 名	登録番号 第 号
設計者	事務所所在地 京都府
	電話番号
工事施工者	名称
	代表者 第 号
事務所	所在地 京都府
連絡先	電話番号

2 改修内容

耐震改修の方針

上部構造

2階	改修前の上部構造評点	改修後の上部構造評点
X方向		
Y方向		
1階	改修前の上部構造評点	改修後の上部構造評点
X方向		
Y方向		

3 工程表

工 種	月	月	月	月

<p>全ての補助対象区分(共通)</p>	<p>□位置図(縮尺が2,500分の1程度のもの)</p> <p>□木造住宅の所有又は居住を確認できるもの</p> <p>□建築時期が確認できるもの(確認通知書・登記事項証明書・固定資産証明書等)</p> <p>□市税の納税(完納)証明書</p> <p>□亀岡市木造住宅耐震改修工事計画書(別紙)</p> <p>□改修計画平面図等(縮尺が100分の1程度のもの)</p> <p>□改修事業費の見積書及び内訳の写し(代表者の記名及び押印のあるもの)</p> <p>□京都府木造住宅耐震診断士登録証(写し)</p> <p>□木造住宅耐震診断結果報告書(京都府木造住宅耐震診断士の記名、押印のあるもの)</p>
<p>耐震改修</p>	<p>診断方法 <input type="checkbox"/> 一般診断法 又は <input type="checkbox"/> 精密診断法</p> <p>写真(現況) <input type="checkbox"/> 外観 <input type="checkbox"/> 各部内観 <input type="checkbox"/> 地盤基礎 <input type="checkbox"/> 上部構造確認 <input type="checkbox"/> 劣化度確認</p> <p>□耐震改修後の建物についての評点(京都府木造住宅耐震診断士の記名、押印のあるもの)</p> <p>□その他(改修後の評点が0.7以上1.0未満となる場合はその理由を記した書類等)</p>
<p>簡易耐震改修</p>	<p>□簡易耐震改修チェックリスト</p> <p>□簡易耐震診断結果書又は建築士による木造住宅耐震診断結果報告書</p> <p>□耐震改修後の建物についての評点(建築士の記名、押印のあるもの)</p> <p>□※その他(バランスチェックを行った計算結果等)</p> <p>※屋根の軽量化等、簡易耐震改修の方法によっては不要</p>
<p>耐震シェルター設置</p>	<p>□耐震シェルター設置チェックリスト</p> <p>□簡易耐震診断結果書又は建築士による木造住宅耐震診断結果報告書</p> <p>□住民票の写し(居住者全員分)</p> <p>□以下の書類のうちいずれか1点の写し(該当する場合のみ)</p> <p>□身体障害者手帳 □精神障害者保健福祉手帳 □療育手帳 □介護保険認定通知等</p> <p>□耐震シェルター設置の仕様が分かるもの(製品カタログ等)</p> <p>□その他( )</p>

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

同意者 住所  
フリガナ  
氏名  
電話番号  
所有等別（所有者・居住者）

㊦

第3号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長 閣

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請同意書

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記申請者が、次の住宅について、耐震改修等を実施することに同意します。

記

補助対象区分	耐震改修・簡易耐震改修・耐震シエルトター設置
住所	
申請者氏名	
所有等別	所有者・居住者・居住予定者
改修事業費	円 交付申請額 円
所在地	亀岡市
住宅概要	専用住宅・併用住宅（用途： ）・共同住宅・長屋住宅
建築時期	年 月 日
延床面積	㎡
備考	

〔必要添付書類〕

- 木造住宅の所有又は居住を確認できるもの（登記事項証明書・住民票の写し等）
- 木造住宅に居住する予定者であることを確認できるもの（住宅の売買契約書の写し等）

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金については、適当と認められるので、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

補助区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震シエルトター設置
交付決定額	円
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（併用用途： ） <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅
条 件	1 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理すること。 2 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管すること。
備考	

第4号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金に  
ついては、下記の理由により不交付とします。

記

理由

- (教示)
- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、亀岡市長に対して審査請求をすることができます。
  - この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第8条関係）

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

補助決定者 住所 氏名 電話番号  
氏名 電話番号

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金着手届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金について、下記のとおり事業着手しますので、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて提出します。

記

住宅の所在地	亀岡市
耐震改修設計者	
契約年月日	年 月 日
工事請負者	
契約年月日	年 月 日
契約工期	年 月 日から 年 月 日まで
現場着工年月日	年 月 日
備考	

[必要添付書類]

- 耐震改修設計者との契約書の写し
- 工事請負者との契約書の写し

第7号様式 (第9条関係)

亀岡市指令 第 年 月 日 号

様

亀岡市長 国

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金の  
変更については、適当と認められるので、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第  
9条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

補助区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (併用用途: ) <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅
変更内容	
備考	

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

補助決定者 住所 氏名 電話番号  
⑤

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡  
市木造住宅耐震改修事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、亀岡市木造住宅  
耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

補助対象区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅・併用住宅 (用途: ) ・共同住宅・長屋住宅
変更内容	
変更理由	
必要添付書類	<input type="checkbox"/> 改修変更平面図又は間取図 (縮尺が100分の1程度のもの) <input type="checkbox"/> 変更後の耐震改修事業費の見積書及び内訳の写し (代表者の記名及び押印のあるもの) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書 (京都府木造住宅耐震診断士の記名、押印のあるもの) <input type="checkbox"/> その他 ( )

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

補助決定者 住所 氏名 電話番号  
Ⓔ

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金について、下記のとおり事業が完了したので、亀岡市木造住宅改修事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

補助対象区分	耐震改修・簡易耐震改修・耐震シユルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	専用住宅・併用住宅(用途: )・共同住宅・長屋住宅
完了年月日	年 月 日
必要添付書類	<input type="checkbox"/> 工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できる日付の入ったもの) <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 耐震改修後の木造住宅耐震診断結果報告書(京都府木造住宅耐震診断士の記名、押印のあるもの) <input type="checkbox"/> その他( )
耐震性能の確認	<p>本件の木造住宅耐震改修事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の総合評価が 以上であることを証します。</p> <p>耐震改修設計者等 氏名 Ⓔ (京都府木造住宅耐震診断士)</p>

第8号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

補助決定者 住所 氏名 電話番号  
Ⓔ

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け亀岡市指令 第 号により交付決定の通知を受けた亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により届け出ます。

記

補助対象区分	耐震改修・簡易耐震改修・耐震シユルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	専用住宅・併用住宅(用途: )・共同住宅・長屋住宅
中止(廃止)の内容	

第10号様式(第11条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金については、亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第11条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助区分	<input type="checkbox"/> 耐震改修 <input type="checkbox"/> 簡易耐震改修 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(併用用途: ) <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅
補助金交付決定額	円
補助金額確定額	円
備考	

第11号様式(第12条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

補助決定者 住所 氏名 電話番号  
印

亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金支払請求書

亀岡市木造住宅改修事業費補助金交付要綱第12条の規定により、必要書類を添えて補助金の請求をします。

記

補助対象区分	耐震改修 ・ 簡易耐震改修 ・ 耐震シェルター設置
住宅の所在地	亀岡市
住宅の種類	専用住宅・併用住宅(用途: )・共同住宅・長屋住宅
補助金確定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
支払請求額	円
	金融機関名及び支店
	預金の種類(※)
振込先	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )
	口座番号:
	フリガナ:
	口座名義人:

(※)預金の種類は、該当するものを○で囲んでください。

[必要添付書類]

- 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付額確定通知書の写し
- その他

「揭示済」

亀岡市告示第206号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01309	西向林岸ノ上6号線	亀岡市古世町西向林22番地3先	
		亀岡市古世町西向林16番地70先	

「揭示済」

亀岡市告示第207号

## 市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年10月11日から平成28年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01309	西向林岸ノ上6号線	亀岡市古世町西向林22番地3先	74.43m	6.01m
		亀岡市古世町西向林16番地70先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第208号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年10月11日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年10月11日から平成28年10月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01309	西向林岸ノ上6号線	亀岡市古世町西向林22番地3先	74.43m	6.01m
		亀岡市古世町西向林16番地70先		12.00m

「揭示済」



亀岡市告示第209号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0506-65005

- 1 保 険 者      亀岡市（26-007-5）  
                  京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日      平成28年4月1日
- 3 無効になる日    平成28年10月11日

「揭示済」

亀岡市告示第210号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年10月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略

2	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
17	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成28年度 第3期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第211号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 平成28年度第2期分 市府民税

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成4年亀岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

附則に次の1項を加える。

（補助金額の特例）

- 3 第4条の規定にかかわらず、市長が別に定める対象地区において、平成28年10月20日から平成31年3月31日までに浄化槽の設置を完了する者に対する補助金の額は、附則別表により算出する。

附則別表（附則第3項関係）

補助金額等

1 基準額	2 上乗せ額	3 対象経費	4 補助金額
5人槽 332,000円 6人槽～7人槽 414,000円 8人槽～10人槽 548,000円	5人槽 289,000円 6人槽～7人槽 304,000円 8人槽～10人槽 359,000円	亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づき、専用住宅に浄化槽を設置する者が、同施設設置に要する経費	(1) 第1欄に定める基準額と第2欄に定める上乗せ額との合計金額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。 (2) (1)により算定した額と対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 (3) その他特に市長が認めた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第213号

亀岡市空き家バンク設置要綱を次のように定める。

平成28年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市内における空き家の有効活用を通じて、市内への定住促進による地域の活性化を図るため、亀岡市空き家バンクを設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなると見込まれる建物及びその敷地で市内に存するものをいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、亀岡市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び亀岡市空き家バンク物件情報カード（別記第2号様式。以下「物件情報カード」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空き家の所有者等から空き家バンク登録に必要な情報を収集し、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、亀岡市空き家バンク登録台帳（別記第3号様式）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による空き家の登録に関して必要な場合は、当該空き家を調査することができる。この場合において、当該空き家の所有者等は、当該調査に協力するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、亀岡市空き家バンク登録書（別記第4号様式）により当該登録の申込みを行った所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による亀岡市空き家バンク登録書の通知を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、亀岡市空き家バンク登録変更書（別記第5号様式）及び登録事項の変更内容を記載した物件情報カードを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(空き家バンク登録の抹消)

第6条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、亀岡市空き家バン

ク登録台帳の登録を抹消するとともに、亀岡市空き家バンク登録抹消通知書（別記第6号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立した場合等空き家登録者から、亀岡市空き家バンク登録抹消申出書（別記第7号様式）の提出があったとき。
- (2) 登録の日から3年が経過したとき。ただし、第4条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。
- (3) 登録した空き家の情報の内容に錯誤があると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（空き家の情報の公開）

第7条 市長は、物件情報カードの記載内容から、空き家の所在、種別、面積、床面積、構造、賃料、価格等において適当であると認める部分及び外観写真、間取り略図等の有用な情報を市のホームページへの掲載その他の方法により公開するものとする。

（詳細情報請求等に必要な利用登録）

第8条 空き家の利用希望者は、前条の規定により公開されている空き家の詳細な情報の提供を受けようとする場合は、亀岡市空き家バンク利用登録申込書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、当該申込みをした者が次の第1号又は第2号に規定する者であって、第3号に規定する者に該当し、適切であると認めるときは、亀岡市空き家バンク利用登録台帳（別記第9号様式）に登録し、亀岡市空き家バンク利用登録書（別記第10号様式）により当該利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する台帳に登録され

ている空き家に居住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、福祉、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

- (2) 第4条第2項に規定する台帳に登録されている空き家に居住し、又は定期的に滞在して、亀岡市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 空き家の転売、転貸等を目的としていない者

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、その登録事項に変更があったときは、速やかに亀岡市空き家バンク利用登録変更書（別記第11号様式）により、市長に届け出なければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、亀岡市空き家バンク利用登録台帳の登録を抹消するとともに、亀岡市空き家バンク利用登録抹消通知書（別記第12号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 申込内容、登録内容等に虚偽があったとき。
- (3) 利用登録者から、亀岡市空き家バンク利用登録抹消申出書（別記第13号様式）の提出があったとき。
- (4) 空き家の利用目的が第8条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (5) 利用登録から3年が経過したとき。ただし、第8条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録をした場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(空き家の詳細情報の公開)

第11条 市長は、利用登録者から物件情報カードに記載された情報の提供を求められたときは、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）は、空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定は、空き家登録者又は利用登録者と生計を一にする同居の親族についても適用する。

3 市長は、空き家登録者又は利用登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員等になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第13条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

第2号様式 (第4条関係)

(表面)

亀岡市空き家バンク物件情報カード

登録番号	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗付住宅	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸				
物件所在地	亀岡市							
所有者	住所	〒						
	氏名	電話	( )	( )				
	携帯電話	FAX	( )	( )				
その他連絡先	E-MAIL	@						
	住所	〒						
	氏名	電話	( )	( )				
希望売却価格	万円 (内訳:建物 万円・土地 万円・その他 万円)	希望賃貸価格	万円 (共益費: 万円・敷金: 万円・礼金: 万円)	希望月築	年			
土地	面積	1階	㎡	構造	木造	補修の要否	補修の費用負担	
		2階	㎡					軽量鉄骨造
	建物	合計	㎡	その他	鉄筋コンクリート	その他	多少の補修必要	入居者負担
		1階	㎡					
間取り	2階	㎡	洋室 ( ) 量	台所	風呂	和室 ( ) 量	その他	
	合計	㎡	その他 ( ) 量	現在補修中	( )	( )	( )	
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置 年から <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 / <input type="checkbox"/> ウォシュレット <input type="checkbox"/> ネット <input type="checkbox"/> 光通信対応 <input type="checkbox"/> 光通信未対応 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 付帯施設 <input type="checkbox"/> 納屋 ( ) <input type="checkbox"/> 蔵 ( ) <input type="checkbox"/> 離れ ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 物 置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ペット <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 有 ( ) ㎡ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他							

別記第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市空き家バンク登録申込書

住所

氏名 ㊦

亀岡市空き家バンク設置要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり亀岡市空き家バンクへの登録を申込みます。

記

- 1 登録のための空き家調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。
- 2 登録内容は、別紙「亀岡市空き家バンク物件情報カード(別記第2号様式)」記載のとおりです。

【注意事項】

- 1 亀岡市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用登録者間で行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては直接関与いたしませんので、当事者間で行って頂くこととなります。
- 2 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、利用希望者への提供の他、本事業の目的以外に利用いたしません。



第3号様式（第4条関係）

亀岡市空き家バンク登録台帳			
登録番号	第	号	
登録年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日
登録年月日	年	月	日
住所	〒		
氏名		電話	( ) ( ) ( ) ( )
携帯電話		FAX	( ) ( ) ( ) ( )
E-MAIL	@		
住所	〒		
氏名		電話	( ) ( ) ( ) ( )
携帯電話		FAX	( ) ( ) ( ) ( )
E-MAIL	@		
種別	1 住宅	2 店舗付住宅	3 その他 ( ) ( ) ( ) ( )
取引形態	1 売買	2 賃貸借	3 どちらとも可能
	4 その他 ( ) ( ) ( ) ( )		
所在地	亀岡市		
交通	JR	駅から	km
	バス	バス停から	km
土地	面積	㎡	
建物	1階	㎡	2階
	年	月	建築
附帯物等			
その他			
特記事項			
備考			

(裏面)

施設名	施設名	距離	距離
市役所まで	( ) 病院まで	km	km
消防署・分署まで	( ) 郵便局まで	km	km
警察署・駐在所まで	( ) 金融機関まで	km	km
( ) 保育所まで	自治会事務所まで	km	km
( ) 幼稚園まで	図書館・分館まで	km	km
( ) 小学校まで	スーパーまで	km	km
( ) 中学校まで		km	km
JR	( ) 駅から		km
( ) バス	( ) バス亭から		km
接続状況 (国・府・市) 道 ( ) 線から ( ) 線から ( ) m・隣接)			
特記事項 その他			
間取り図 (別紙可)	物件所在地地図 (別紙可)		
写真：全景 (別紙可)	写真：内部 (別紙可)		

※担当権及び相續登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。  
 ※記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

第4号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

(宛先) 亀岡市長

亀岡市長

印

空き家登録者 住所 氏名 印

亀岡市空き家バンク登録書

亀岡市空き家バンク登録変更書

亀岡市空き家バンク設置要綱第4条第4項の規定により、亀岡市空き家バンク登録台帳への登録が完了しましたので通知いたします。

亀岡市空き家バンク設置要綱第5条の規定により、登録事項の変更をお願いします。

登録番号：第

号

登録番号：第

号

登録日：

年 月 日

変更事項：別記第2号様式による

有効期限：

年 月 日

※亀岡市空き家バンク物件情報カード(別記第2号様式)に変更箇所を記載し、併せて提出してください。

※登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡を行うとともに、亀岡市空き家バンク登録変更書(別記第5号様式)を提出してください。

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第6条関係）

第 年 月 日

年 月 日

様

(宛先) 亀岡市長

亀岡市長

空き家登録者 住所  
氏名

印

印

亀岡市空き家バンク登録抹消通知書

亀岡市空き家バンク登録抹消申出書

亀岡市空き家バンク設置要綱第6条の規定により、亀岡市空き家バンク登録台帳の登録を抹消しましたので通知いたします。

亀岡市空き家バンク設置要綱第6条の規定により、登録の抹消を申し出ます。

登録番号：第

号

登録番号：第

号

登録抹消日： 年 月 日

年 月 日

申出理由：

抹消の事由

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

亀岡市空き家バンク利用登録申込書

亀岡市空き家バンク設置要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第8条の規定により、次のとおり亀岡市空き家バンクへの利用登録を申し込みます。

氏名	フリガナ 氏名	登録番号	第 号
現住所	〒		
電話	( ) - -	携帯電話	- - -
E-MAIL	@	FAX	( ) - -
家族構成	氏名	生年月日	性別
		年 月 日	続柄
		年 月 日	本人
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
移住理由	(具体的にご記入ください)		
移住時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ移住したい <input type="checkbox"/> 今後1年以内に移住したい <input type="checkbox"/> 移住時期( 年 月頃) <input type="checkbox"/> 将来的に移住を考えている		
賃借・購入の別	<input type="checkbox"/> 賃借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可		
希望条件	賃借の場合	賃料	月 円 ~ 円
		賃借期間	約 年
		上記以外の希望条件	
	購入の場合	購入価格	円 ~ 円
	上記以外の希望条件		
利用登録更新	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
紹介物件	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	

※登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡を行い届け出てください。  
 ※亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、空き家登録者への提供の他、本事業の目的以外に利用いたしません。

第9号様式(第8条関係)

亀岡市空き家バンク利用登録台帳

氏名	フリガナ 氏名	登録番号	第 号
現住所	〒		
電話	( ) - -	携帯電話	- - -
E-MAIL	@	FAX	( ) - -
家族構成	氏名	生年月日	性別
		年 月 日	続柄
		年 月 日	本人
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
移住理由	<input type="checkbox"/> 今すぐ移住したい <input type="checkbox"/> 今後1年以内に移住したい <input type="checkbox"/> 移住時期( 年 月頃) <input type="checkbox"/> 将来的に移住を考えている		
賃借・購入の別	<input type="checkbox"/> 賃借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可		
希望条件	賃借の場合	賃料	月 円 ~ 円
		賃借期間	約 年
		上記以外の希望条件	
	購入の場合	購入価格	円 ~ 円
	上記以外の希望条件		
利用登録更新	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日	日迄
紹介物件	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	
	登録番号	第 号	

第10号様式 (第8条関係)

第 年 月 日 号

様

(宛先) 亀岡市長

亀岡市長

印

空き家利用登録者 住所 氏名 印

亀岡市空き家バンク利用登録書

亀岡市空き家バンク利用登録変更書

亀岡市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により、亀岡市空き家バンク利用登録台帳への登録が完了しましたので通知いたします。

亀岡市空き家バンク設置要綱第9条の規定により、登録事項の変更をお願いいたします。

利用登録番号：第

号

利用登録番号：第

号

登録日： 年 月 日

変更事項：別記第8号様式による

有効期限： 年 月 日

※亀岡市空き家バンク利用登録申込書（別記第8号様式）に変更箇所を記載し、併せて提出してください。

※登録内容に変更等が生じた場合は、亀岡市空き家バンク設置要綱第9条の規定に基づき、速やかに連絡を行うとともに、変更事項を市長に届け出てください。

第12号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長

印

(宛先) 亀岡市長

利用登録者 住所  
氏名

印

年 月 日

第13号様式(第10条関係)

亀岡市空き家バンク利用登録抹消通知書

亀岡市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、亀岡市空き家バンク利用登録台帳の登録を抹消しましたので通知いたします。

亀岡市空き家バンク利用登録抹消申出書

亀岡市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、登録の抹消を申し出ます。

利用登録番号：第

号

利用登録番号：第

号

登録抹消日： 年 月 日

年 月 日

申出理由：

抹消の事由

「揭示済」

亀岡市告示第214号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年10月24日から平成28年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01115
- 2 路線名 君塚4号線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市下矢田町君塚17番地の4先から 亀岡市下矢田町君塚17番地の4先まで	前	5.40m 7.55m	1.70m	変更後路線幅員 最小 5.40m 最大 28.40m
	後	5.40m 28.40m	1.70m	

「揭示済」

亀岡市告示第215号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年10月21日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年10月24日から平成28年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月21日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01115	君塚4号線	亀岡市下矢田町君塚17番地の4先	725.04m	5.40m
		亀岡市下矢田町東法楽寺54番地の2先		28.40m

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0142-32025

1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成28年4月1日

3 無効になる日 平成28年10月25日

「揭示済」



## 亀岡市告示第217号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

## 3 撤去した日時

平成28年10月25日（火）

午後1時～午後3時

## 4 撤去し、保管した台数 3台

## 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

## 6 保管期間 告示の日から3箇月間

## 7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

## 8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

## 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

## 亀岡市告示第218号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年10月26日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

## 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西村 和夫

## 2 変更年月日

平成28年4月1日

## 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第219号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

納期限変更告知書

平成28年度固定資産税・都市計画税  
第4期分

納期限変更告知書

平成28年度市府民税 第4期分

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第220号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産価格等登録通知書

平成28年度固定資産税・都市計画税納  
税通知書

2 送達を受けるべき者

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針（平成16年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4の第1項第8号を次のように改める。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

第4の第4項第4号を次のように改める。

(4) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員

は、免職とする。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第38号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年10月3日

亀岡市長 桂川孝裕

一般競争入札事項	<p>亀岡市公有地の売却          売却する物件：亀岡市篠町篠下長尾64番3・          亀岡市篠町篠下長尾65番2・          亀岡市篠町篠下長尾65番4の土地          雑種地 合計面積 1,155.85㎡(実測)</p>
入札参加資格	日本国内に居住している人。ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する人は参加できない。
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	<p>平成28年11月24日(木曜日)          入札：午前10時00分から          午前10時50分まで          開札：午前11時00分から</p>
参加申込受付場所及び期間	<p>参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所1階財産管理課にて受付ける。          平成28年10月25日(火曜日)から          平成28年11月15日(火曜日)まで          受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)</p>
参加申込用紙等の配布期間	<p>参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について(元道路新設改良事業用地)」として、平成28年10月3日(月曜日)から亀岡市ホームページにて配布する。          入手できない人は財産管理課に問い合わせること。</p>
最低売却価格の有無	<p>最低売却価格を設定する。          最低売却価格 63,920,000円</p>
土地の利用	<p>入札する物件は、次の土地利用条件が付される。          周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した土地利用を、購入者が事業主として行うこと。          なお、購入者自らが一切事業に着手することなく、第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p>

土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。</p> <p>イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込をしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。</p> <p>同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金 契約保証金	<p>入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上</p> <p>契約保証金は、契約金額の10%以上</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（元道路新設改良事業用地）」で確認すること。</p>
問合せ先 申し込み先	<p>亀岡市会計管理室 財産管理課</p> <p>0771-22-3131（代表）</p>

「揭示済」

亀岡市公告第39号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年10月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
余部町清水又の一部  
余部町樋又の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成28年10月4日から  
平成28年10月19日まで

「揭示済」

亀岡市公告第40号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成28年10月18日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
平成28年10月18日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第41号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
平成28年10月20日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第42号

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業池ノ内・千歳地区について、当該地区活性化計画の事後評価を行ったので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱第8の1の(1)の規定により公表する。

平成28年10月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 公表する活性化計画事後評価地区  
池ノ内・千歳地区
- 2 公表場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農地整備課
- 3 公表期間  
平成28年10月26日から  
平成28年11月14日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第43号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年10月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 工事番号       | 簡拵第15号   |
| (2) 工事名        | 簡易水道統合事業 柚原簡易水道浄水場整備工事   |
| (3) 工事場所       | 亀岡市西別院町柚原地内  |
| (4) 工事種別       | 電気工事   |
| (5) 工事概要       | <ul style="list-style-type: none"><li>・浄水場：送水ポンプ設備機器更新（送水ポンプ等：2台） 1式</li><li>・浄水場：次亜塩素注入設備機器更新（注入ポンプ等：2台） 1式</li><li>・第2水源：次亜塩素注入設備機器更新（注入ポンプ等：2台） 1式</li><li>・浄水場：ポンプ制御盤更新（制御盤：1面） 1式</li><li>・浄水場：遠方監視伝送盤設置（伝送盤：1面） 1式</li><li>・第2水源：排水弁設置（三方電動弁：1台） 1式</li><li>・第2水源：制御盤改造（盤改造：1式） 1式</li></ul> |
| (6) 予定価格（税込）   | 31,471,200円  |
|                | 【入札書比較価格（税抜） 29,140,000円】  |
| (7) 工期         | 契約日の翌日から平成29年3月10日   |
| (8) 部分払        | 無  |
| (9) 前金払        | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）   |
| (10) 中間前金払     | 無  |
| (11) 最低制限価格    | 採用   |
| (12) 入札保証金     | 免除   |
| (13) 契約保証金     | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  |
| (14) 支給材料及び貸与品 | 無  |
| (15) 契約書の要否    | 要  |



## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されており、京都府内に本店、支店又は営業所があり、亀岡市内業者にあつては、電気種目の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあつては、電気種目の総合評定値が900点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年10月28日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年10月28日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年11月4日（金） 午前9時から午後5時まで 平成28年11月7日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	平成28年11月9日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年11月2日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年11月10日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年11月14日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成28年11月17日（木） 午前9時から午後5時まで 平成28年11月18日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成28年11月21日（月） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課

(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

馬 渡 真 吾  
 安 田 一 貴  
 木 下 直 己  
 廣 畑 弘  
 辻 謙 一  
 附 田 芳 久  
 中 川 能 季  
 甲 斐 敏 文  
 酒 徳 俊 夫  
 村 上 敬  
 阪 本 和 宏  
 大 幸 善 博  
 西 田 哲 郎  
 岡 本 功  
 松 本 行 雄  
 中 井 和 寿  
 矢 田 勲  
 木 藤 伸一朗  
 畑 桃 枝

(各 通)

亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
 任期は平成30年9月30日までとします

(各 通)

佐 藤 晴 一  
 奥 田 善 紀

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
 任期は平成30年9月30日までとします

(各 通)

和 田 良 一  
 法 貴 茂 治  
 山 脇 均  
 澤 田 昌 和  
 松 岡 三 夫  
 六 島 明 伸  
 原 田 光 則  
 桂 重 喜  
 美 馬 茂

曾我部山林管理委員会委員に任命します

平成28年10月1日

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市文化財保護条例施行規則の  
一部を改正する規則

亀岡市文化財保護条例施行規則（昭和44年  
亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次の  
ように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

条例第6条第2項の規定による亀岡市指定  
文化財（以下「指定文化財」という。）の指  
定の申請又は同意は、亀岡市指定文化財指  
定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」と  
いう。）又は亀岡市指定文化財指定同意書  
（別記第2号様式）によらなければならない。

第3条中「条例第3条」を「条例第6条」に、  
「亀岡市文化財」を「亀岡市指定文化財」に、  
「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改  
める。

第4条中「亀岡市文化財」を「亀岡市指定文  
化財」に改め、同条第2項中「亀岡市文化財指  
定書」を「亀岡市指定・選定文化財指定書・選  
定書」に、「別記第3号様式」を「別記第4号  
様式」に改める。

第5条を削る。

第6条中「条例第4条」を「条例第7条第2  
項」に、「亀岡市文化財」を「亀岡市指定文化  
財」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「条例第6条」を「条例第  
11条」に、「亀岡市文化財」を「亀岡市指  
定・選定文化財」に改め、同項第1号中「別記  
第6号様式」を「別記第10号様式」に改め、  
同項第2号中「き損」を「毀損」に、「別記第  
7号様式」を「別記第11号様式」に改め、同  
条第2項中「亀岡市文化財」を「亀岡市指定・  
選定文化財」に、「別記第8号様式」を「別記  
第12号様式」に改め、同条を第11条とし、  
同条の前に次の5条を加える。

（選定の申出）

第6条 条例第8条第2項の規定による亀岡市  
選定文化財（以下「選定文化財」という。）  
の選定の申出は、亀岡市選定文化財選定書  
（別記第6号様式）によらなければならない。  
ただし、選定文化財のうち文化的景観が市の  
定めた景観計画区域内に存する場合の選定に  
ついては、この限りでない。

（選定書）

第7条 条例第8条第3項の規定による選定書  
は、亀岡市選定文化財選定書（別記第7号様  
式）によるものとする。

（選定書の再交付）

第8条 選定書の再交付は、第4条第1項の規  
定を準用する。

（選定の解除）

第9条 条例第9条の規定による選定の解除の  
通知は、亀岡市選定文化財選定解除通知書  
（別記第8号様式）によるものとする。

（文化財指定・選定台帳）

第10条 亀岡市教育委員会は、条例第6条又  
は第8条の規定により文化財の指定（以下  
「指定」という。）又は文化財の選定（以下  
「選定」という。）をしたときは、亀岡市指

定文化財・選定文化財台帳（別記第9号様式）に登録しなければならない。

別記第1号様式中「亀岡市教育委員会様」を「（宛先）亀岡市教育委員会」に、「亀岡市文化財指定申請書」を「亀岡市指定文化財指定申請書」に、「亀岡市文化財」を「亀岡市指定文化財」に改め、「記」を削る。

別記第2号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市教育委員会

同意者 住所 氏名 ④

亀岡市指定文化財指定同意書

下記の文化財が亀岡市指定文化財に指定されることについて、異議なく同意します。

記

種類	
名称	
文化財の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
材質・形状・数量・寸法	
現状	
由来、徴証伝説又は作者・伝来	
その他参考となる事項	

第3号様式（第3条関係）

（表）

契 印

記号・番号

亀岡市指定文化財指定書

名称

員数

亀岡市指定文化財に指定する。

年 月 日

亀岡市教育委員会 印

（裏）

所有者の氏名	所有者の住所	文化財の所在地	交付又は再交付年月日
所有者の氏名	所有者の住所	文化財の所在地	所有者等の変更年月日
員数の細目			
建造物であるときは、その構造及び形式絵画、彫刻、工芸品その他建造物以外のものがあるときは、その寸法、重量又は材料その他の特徴			

第5号様式 (第5条関係)

教 年 月 日

様

亀岡市教育委員会 印

亀岡市指定文化財指定解除通知書

下記の亀岡市指定文化財の指定を解除しましたので通知します。

記

1	名 称
2	員 数
3	解除の理由

注意  
この通知書を受けとったときは、指定書を直ちに返還してください。

第4号様式 (第4条関係・第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会

(所有者・申出者)

住 所  
氏 名 印

指定 再交付申請書  
選定 選定書  
亀岡市 文化財

指定 指定書  
選定 選定書  
亀岡市 文化財  
を紛失(滅失・破損)しましたので、関係書類を添

えて再交付を申請します。

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 指定・選定の年月日
- 3 指定書・選定書の記号及び番号
- 4 文化財の所在地及び面積
- 5 指定書・選定書の交付年月日
- 6 紛失(滅失・破損)の理由
- 7 その他参考となる事項

備 考  
事実を証明するにたる書類又は破損した指定書を添えること。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会

申出者 住所  
氏名

㊦

亀岡市選定文化財選定申出書

亀岡市選定文化財の選定について、関係書類を添えて申出します。

種 類	
名 称	
文化財の所在地及び面積	
文化財の特徴	
保存状況	
選定文化財保存修景計画	
その他参考となる事項	

備考 添付書類

- 1 選定文化財の位置及び範囲を示す図面
- 2 選定文化財の概況を示す写真
- 3 選定文化財に係る規制に関する書類
- 4 所有者等の同意等を得たことを証する書類

第7号様式（第7条関係）

(表)

契 印

亀岡市選定文化財選定書

記号・番号

名 称

所在地及び面積

亀岡市選定文化財に選定する。

年 月 日

亀岡市教育委員会 印

(裏)

申出者の氏名	申出者の住所	文化財の所在地及び面積	交付又は再交付年月日
申出者の氏名	申出者の住所	文化財の所在地及び面積	申出者等の変更年月日



第8号様式（第9条関係）

教 一 年 月 日
様
亀岡市教育委員会 印
亀岡市選定文化財選定解除通知書
下記の亀岡市選定文化財の選定を解除しましたので通知します。
記
1 名 称
2 文化財の所在地及び面積
3 解除の理由
注意 この通知書を受けとったときは、選定書を直ちに返還してください。

別記第8号様式の次に次の4様式を加える。

第9号様式(第10条関係)

亀岡市指定文化財・選定文化財台帳			
指定・選定番号	第 号	指定・選定年月日	年 月 日
名 称			
種 類			
※指定文化財記入欄			
員 数			
構造及び形式(寸法)			
重量及び品質(特徴)			
製作年代(時代)並びに作者			
所 在 地			
所有者等の氏名			
指定事由及び由来			
その他参考事項			
※選定文化財記入欄			
所在地及び面積			
特 徴			
保 存 状 況			
申出者等の氏名			
選 定 事 由			
そ の 他 参 考 事 項			

第10号様式(第11条関係)

(宛先) 亀岡市教育委員会  
(所有者等)  
住 所  
氏 名 ⑥

亀岡市指定・選定文化財所有者等変更届

亀岡市指定・選定文化財の所有者等(所有者等の住所・所在)を変更しましたので、届け出ます。

- 1 指定・選定文化財の名称及び員数(※選定文化財の場合は、名称、所在地及び面積)
- 2 指定・選定の年月日
- 3 指定・選定書の記号及び番号
- 4 変更前の所有者等の氏名
- 5 変更後の所有者等の氏名
- 6 変更前の所有者等の住所
- 7 変更後の所有者等の住所
- 8 変更前の所在
- 9 変更後の所在
- 10 変更の年月日
- 11 その他参考となる事項

備 考 この届を提出する場合は、必ず指定書を添付のこと。

第11号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会

(所有者等)  
住 所  
氏 名

印

亀岡市指定・選定文化財滅失(毀損)届

亀岡市指定・選定文化財が滅失(毀損)しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 指定・選定文化財の名称及び員数(※選定文化財の場合は、名称、所在地及び面積)

2 指定・選定の年月日

3 指定・選定書の記号及び番号

4 指定・選定文化財の所在

5 滅失(毀損)の事実の生じた日時及び場所

6 滅失(毀損)の原因(毀損の場合は、その箇所及び程度)

7 滅失(毀損)の事実を知った日

8 その他参考となる事項

第12号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会

(所有者等)  
住 所  
氏 名

印

亀岡市指定・選定文化財現状変更届

亀岡市指定・選定文化財の現状を変更しますので、関係書類を添えて届け出ます。

1 指定・選定文化財の名称及び員数(※選定文化財の場合は、名称、所在地及び面積)

2 指定・選定の年月日

3 指定書・選定書の記号及び番号

4 現状変更を必要とする理由

5 現状変更の内容及び実施方法並びにその場所

6 現状変更の着手及び終了の予定時期

7 現状変更に係る工事等の施行者の氏名及び住所

8 その他参考となる事項

備 考 現状変更前の写真及び現状変更の詳細な内容がわかる資料を添付すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月28日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第7号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び1項を加える。

（経過措置）

2 条例附則第4項ただし書の規則で定める児童会については、次に掲げる児童会とする。

名 称	設置場所
東別院小学校放課後児童会	亀岡市東別院町東掛岩脇9番地
西別院小学校放課後児童会	亀岡市西別院町柚原西条83番地
曾我部小学校放課後児童会	亀岡市曾我部町南条中荒水代1番地
吉川小学校放課後児童会	亀岡市吉川町穴川平田17番地
蕨田野小学校放課後児童会	亀岡市蕨田野町佐伯源ノ坊18番地
本梅小学校放課後児童会	亀岡市本梅町井手下早田8番地10
畑野小学校放課後児童会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地
青野小学校放課後児童会	亀岡市宮前町宮川青野29番地
川東小学校放課後児童会	亀岡市馬路町野堀1番地7
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1

附 則

この規則は、平成29年1月10日から施行する。

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市上下水道事業の業務に係る  
公金の収納事務の一部を取り扱  
わせる金融機関の指定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定により、亀岡市上下水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

平成28年10月17日

亀岡市長 桂川孝裕

指定する金融機関

株式会社みずほ銀行

株式会社関西アーバン銀行

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第6号

平成28年9月7日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年7月31日までとする。

平成28年10月3日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

理学療法士 1

「揭示済」

亀岡市立病院公告第7号

平成28年9月7日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年7月31日までとする。

平成28年10月14日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

事務職員 1

「揭示済」